

歩行者事故防止運動

運動期間 10月21日(水)～10月30日(金)

早めの
ライト点灯と
反射材の着用を!!

思いやりゆずり合いで
交通事故防止



運動重点

運転者

- 歩行者を保護する運転の徹底と飲酒運転・ながらスマホの根絶
- 夕暮れ時の早めのライト点灯とハイビームの適切な使用

歩行者

- 歩行中の基本的な交通ルール遵守と反射材用品等の着用促進

石川県・石川県交通安全推進協議会

運転者の皆さん

安全確認の徹底！危険予測と早期発見に努めましょう！

●歩行者優先！

「チェック・ストップ・横断歩道」

歩行者が横断歩道を渡ろうとしているときは、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者を安全に横断させましょう。

●交差点を右左折するときは、周囲の安全確認を徹底！

右左折した先に歩行者や自転車がないか、死角に注意して慎重に確認しましょう。

●ライトで照らせ「かがやき」運動

この時期は日没時間が早まります。

早めにライトを点灯し、ハイビームを適切に使用して安全運転に努めましょう。

●「ながらスマホ」、信号無視等の危険な運転及び飲酒運転は絶対にやめましょう。

●生活道路における法定速度が引き下げられました！

令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が30km/hに引き下げられました。「生活道路は人優先」という意識を持って、思いやり運転に努めましょう。

生活道路における
法定速度の引き下げ

60km/h → 30km/h



歩行者の皆さん

自分の身を守る行動をとりましょう！

- 道路を渡る時は横断歩道を利用しましょう。
- 手を上げる、アイコンタクトをするなどドライバーに横断する意思を伝えましょう。
- 安全を確認してから横断し、横断中も周囲に気をつけましょう。
- 車両の直前・直後を横断することは大変危険ですからやめましょう。

- 夕暮れ時や夜間の外出時は、反射材用品や明るい目立つ色の衣服等を着用しましょう。



歩行者優先！
「チェック・ストップ・横断歩道」
(県 警)



ライトで照らせ「かがやき」運動
(県 警)



石川県飲酒運転の根絶に
関する条例について(県)



生活道路の法定速度
引き下げについて(警察庁)